る乗車定員10人以上の自動車	年法律第79号）第４条第１項に規定する道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の４に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車			
	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車	3.5ｔ超14ｔ以下	0.90	0.10
		14ｔ超	0.65	0.35
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5ｔを超えるもの	牽引自動車以外の自動車	3.5ｔ超20ｔ以下	0.90	0.10
		20ｔ超	0.70	0.30
	牽引自動車	3.5ｔ超20ｔ以下	0.80	0.20
		20ｔ超	0.90	0.10

4　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び車両総重量3.5ｔ以下の自動車の電力消費率（外部電源により供給される電気を動力源とする自動車の一定の条件での使用に際し消費される電気の量を基礎として算出される電力１kWh当たりの走行距離をkmで表した数値を